

多賀城市長 菊地 健次郎 殿

多賀城市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 川 雅 美

多賀城市情報公開条例第 1 8 条第 1 項に基づく諮問について（答申）

平成 2 5 年 1 2 月 6 日付け総務第 2 2 1 4 号の 3 による諮問について、以下のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成 2 5 年 9 月 1 2 日付け地域第 3 8 1 号により多賀城市長が行った公文書の不存在の決定は、相当である。

2 不服申立て及び審査の経緯

- (1) 不服申立人（以下「不服申立人」という。）は、平成 2 5 年 9 月 2 日に多賀城市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、平成 2 5 年 8 月 3 0 日付け地域第 3 4 3 号で開示決定されたカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社との意見交換電話対応メモ及び同社との官民連携に関する電話対応メモ（以下「本件メモ」という。）に関する全ての文書を公開するよう請求した。
- (2) これに対し、多賀城市長は、本件メモは、本市とカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社のそれぞれの担当者間での電話でのやり取りに関する経過を記録した公文書であるが、その内容自体を記録した公文書は、現に保有しておらず、不服申立人が例示するような書類は存在していないとして、平成 2 5 年 9 月 1 2 日に、上記(1)の請求に対して、条例第 1 1 条第 2 項の規定により公文書の不存在の決定（以下「公文書不存在決定」という。）を行った。
- (3) 上記(2)の公文書不存在決定に対し、不服申立人は平成 2 5 年 1 1 月 6 日付けで異議申立てを行った。
- (4) 多賀城市長は、平成 2 5 年 1 2 月 6 日付け総務第 2 2 1 4 号の 3 により、本件不服申立てに係る上記(2)の公文書不存在決定の相当性について、当審査会に諮問した。
- (5) 当審査会は本件諮問に対し、平成 2 6 年 1 月 8 日及び同月 2 1 日に会議を開催し、実施機関の職員及び異議申立人からの意見陳述を受けるとともに、実施機関及び異議申立人から提出された意見書、本件諮問書、公文書開示請求書、同請求書に対する公文書不存在決定通知書、異議申立書その他の参考資料に基づき検討を行った。
- (6) 上記検討に基づき、当審査会において本答申書を策定した。

3 当審査会の判断

- (1) 本件の公文書開示請求において、不服申立人が開示請求した公文書の内容は、本件メモに関

する全ての文書であった。

- (2) 本件メモは、本市とカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の担当者間で行われた電話による意見交換に関し、その期日、概要、担当者名のみが記録されただけのものであるが、不服申立人は、本件メモだけではなく、本件メモに記載された意見交換や協議に係る議事録、復命書等が存在し、公文書として保管されていなければならない旨主張しており、また、本件メモに記載された意見交換や協議を経てカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社との連携協定締結に至っていることから考えて、一般的には、連携協定締結に至る意思決定に係る公文書が存在するものと考えられることから、実施機関の担当職員にその知っている事実を陳述させる等して、調査検討を行った。
- (3) 実施機関の職員から、本件メモ以外に一切の公文書を作成していない旨の説明がなされたが、公文書が作成されていない理由は、概ね次のとおりであった
 - ア 本件メモに記載された意見交換や協議は、市とカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社との間で何らかの意思決定をするためのものではなく、単に代官山蔦屋書店の現況等について質疑する程度のやり取りしかしていなかったこと。
 - イ 平成25年7月11日に記者発表された連携協定は、企業誘致を進展させたい市として、なるべく早い段階で協定の締結を行うことに主眼が置かれていたことや、協定締結に係る記者会見を行うまで、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社側がどのような意思表示をするか未確定な状況であり、協定締結までの間にカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と具体的な取り決めを行うような状況ではなかったこと。
 - ウ 事前に具体的な内容を決めて連携協定を締結したのではなく、連携協定を締結したことによって、そこからカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社との具体的な連携を始めることができるようになったこと。
- (4) 当審査会の判断としては、(3)に記載したような理由があったとしても、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と東北随一の文化交流拠点整備に伴う連携協定を締結するに当たっては、その協定締結に至る経緯や意思決定過程等を記録しておくことが適切であったと史料するものである。
- (5) しかし、調査検討の結果、(4)に記載したような記録は作成されないまま連携協定の締結に至ったものと認められたことから、公文書の不存在という事実は変更しようがなく、本件開示請求に対しては、不存在の決定とせざるを得ないものと判断される。
- (6) よって、前記1記載のとおり、答申する。

4 付言

なお、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と東北随一の文化交流拠点整備に伴う連携協定を締結するに至る文書の取扱いについて付言する。

「市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、市民の知る権利を明らかにして市の保有する情報の公開性を高めるとともに、市の諸活動を市民に説明する責務を果たすこと」との条例第1条の趣旨に鑑みれば、前記3に記載のとおり、協定締結に至る経緯や意思決定過程等を記録していないことは適切ではない。それは、企業誘致を行う場合のように仮に公開できない情報がある場合でも何ら変わることはなく、事後的に経過を確認検討できる記録を残した上で、事業の進行過程で開示できない情報等がある場合は、条例に照らして非開示情報に該当するものであれば非

開示として取り扱えばよいのであり、意思決定等に係る記録は必ず公文書を作成して保管しておかなければならないものと思料する。

本件の公文書の不存在の決定は相当であるとしたのも、公文書の不存在という事実は変更しようがないためであり、今後は、意思決定や事業の執行過程に係る適切な文書作成の徹底を求めるものであることを付言する。

以上